

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第12号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例（平成12年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「39,000円」を「38,000円」に改め、同項第2号中「48,750円」を「47,500円」に改め、同項第3号中「58,500円」を「57,000円」に改め、同項第4号中「66,300円」を「64,600円」に改め、同項第5号中「78,000円」を「76,000円」に改め、同項第6号中「93,600円」を「91,200円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「105,300円」を「102,600円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号中「128,700円」を「125,400円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同項第9号中「144,300円」を「140,600円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同項第10号中「156,000円」を「152,000円」に改め、同号ア中「600万円未満」を「620万円未満」に改め、

同項第11号中「163,800円」を「159,600円」に改め、同号ア中「800万円未満」を「820万円未満」に改め、同項第12号中「171,600円」を「167,200円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,400円」を「22,800円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,400円」を「22,800円」に、「39,000円」を「38,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,400円」を「22,800円」に、「54,600円」を「53,200円」に改める。

附則に次の3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

14 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

15 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

16 第14項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるもの

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。